

# 熊本市地下水保全対策指針

平成26年4月

熊本市

## 【目 次】

<b>I</b>	<b>はじめに</b>	1
1	地下水保全対策指針の趣旨	1
2	地下水保全対策指針の基本理念	1
3	地下水保全対策指針の目標と実施期間	2
<b>II</b>	<b>地下水質保全対策指針</b>	3
1	趣旨	3
2	目標	3
3	地下水の汚染の防止及び早期発見のための取組	3
4	地下水が汚染された区域の監視及び改善のための取組	4
5	地下水における硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度を低減させるための広域的取組	4
6	事業者、農業関係団体及び関係行政機関との連携協力のための取組	5
<b>III</b>	<b>地下水かん養対策指針</b>	7
1	趣旨	7
2	目標	7
3	市、市民及び事業者の取組	7
4	地下水かん養のための具体的な取組	7
5	雨水浸透施設の種類と設置の方針	8
6	関係機関との連携	10
<b>IV</b>	<b>節水対策指針</b>	13
1	趣旨	13
2	目標	13
3	基本的方向	13
4	節水に関する市民運動及び節水教育の推進	13
5	節水型機器等の推奨及び利用促進	15

## I はじめに

熊本市は市民の生活用水のほぼ100%を地下水で賄っているという、全国でも類を見ない地下水都市です。

熊本地域の地下水は、雨水が阿蘇外輪西麓、白河中流域、菊池台地、益城台地で地下に浸透し、蓄えられてゆっくりと下流域へ流動しており、熊本地域全体がその恩恵を受けて発展してきました。

私たちは、この地下水の恵みに感謝するとともに、清れつで豊富な状態を将来に引き継いでいかなければなりません。

この熊本市地下水保全対策指針は、熊本市地下水保全条例に基づいて策定するもので、地下水を保全していくために必要な具体的内容を「地下水質保全対策」、「地下水かん養対策」、「節水対策」の分野ごとにまとめています。

### 1 地下水保全対策指針の趣旨

この地下水保全対策指針は、熊本市地下水保全条例（平成19年条例第90号）に基づき、熊本市の地下水の水質や水位の現状、地下水を取り巻く状況の変化及び市民の地下水に対する意識等を踏まえて策定するものであり、条例の目的である「地下水を水質、水量の両面から保全する」ため、市、市民及び事業者は、熊本市地下水保全条例の関係条文に定める役割や責務のもとに、それぞれがこの指針を踏まえて地下水を保全していかなければなりません。

なお、この指針は、条例の規定に基づき「地下水質保全対策指針」「地下水かん養対策指針」「節水対策指針」の3つの分野で構成しています。

### 2 地下水保全対策指針の基本理念

この指針は、熊本市地下水保全条例に基づいて策定するものであることから、基本理念は、条例第2条の「基本理念」と同じものを掲げています。

- (1) 地下水は、雨水が本市及び他の市町村を含む広域的な範囲において、農林業活動などとも相まって地下に浸透し、地中ではぐくまれ、流動していくという水循環の中で存在していることを踏まえて、その保全が図られなければなりません。
- (2) 地下水は、生活用水、農業用水、工業用水等として社会経済活動を支えている貴重な資源であることにかんがみ、公水(市民共通の財産としての地下水をいう。)との認識の下に、その保全が図られなければなりません。
- (3) 地下水の保全は、清れつな水質及び豊富な水量を将来にわたって維持していくものであることを旨として、市、市民及び事業者が、それぞれの責任と役割の下に、水質保全対策、かん養対策、節水対策等を総合的に推進

することにより図られなければなりません。

### 3 地下水保全対策指針の目標と実施期間

この指針に掲げる目標は、本市の地下水保全の基本目標となっている「熊本地域地下水総合保全管理計画」と合わせていますが、地下水を将来にわたって保全していくために必要な基本的な事項を定めるという趣旨から、実施期間については、特に定めないものとします。

ただし、「熊本地域地下水総合保全管理計画」の見直しや地下水を取り巻く情勢の変化により、見直しが必要となった場合には、臨機に対応していくこととします。

## II 地下水質保全対策指針

### 1 趣旨

熊本市民にとってかけがえのない清れつな地下水を、将来にわたってその恩恵を享受できるよう、市、市民及び事業者がそれぞれの役割に応じて地下水の水質を保全するために、熊本市地下水保全条例第9条第1項の規定に基づき、地下水質保全対策指針を定めます。

### 2 目標

地下水の水質を将来にわたって良好な状態で保全します。

- ・ 新たな地下水汚染の発生を防止します。
- ・ 揮発性有機化合物などにより汚染された区域の地下水環境基準を達成します。
- ・ 硝酸性窒素により汚染された区域の地下水環境基準を達成します。

### 3 地下水の汚染の防止及び早期発見のための取組

#### (1) 市民・事業者の取組

##### ① 法令等の遵守

地下水汚染の未然防止等のために、関係法令や市が策定したマニュアル等の規定を遵守します。

##### ② 市が実施する地下水調査等への協力

市が実施する地下水監視のための土地又は建物への立入りや地下水等の調査又は検査に協力します。

##### ③ 地下水汚染等のおそれが判明したときの措置

地下水汚染や土壌汚染のおそれが判明したときは、直ちに適切な措置を講ずるとともに、市にその内容を報告します。

#### (2) 市の取組

##### ① 事前指導

汚染物質（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に規定する有害物質又は油）による新たな地下水汚染の発生を未然に防止するため、汚染物質を取り扱う工場・事業場を設置する事業者に対して、事前指導を行います。

##### ② 立入検査（排水等の検査を含む。）及び報告の徴収

関係法令の規定による立入検査の際、有害物質の使用方法、保管方法等を調査し、地下水汚染のおそれがないかを確認するとともに、必要に応

じて地下水の測定結果などの報告を求めます。

③ 地下水の常時監視及び結果の公表

地下水汚染の早期発見や経年的な地下水質の動向の把握のために地下水質の常時監視を行い、その結果を公表します。

④ 新たな汚染物質への対応

環境基準が設定されていない新たな汚染物質については、水質測定技術の検討や情報収集など、調査・研究を推進します。

#### 4 地下水が汚染された区域の監視及び改善のための取組

(1) 汚染原因者等の取組

① 地下水汚染の改善措置の実施

適切な改善措置等を行います。

(2) 市の取組

① 地下水汚染の常時監視

汚染の状況に応じて、汚染原因者等（汚染原因者又は汚染された土地の所有者、管理者若しくは占有者）と連携し、地下水汚染の状況を常時監視し、その結果を公表します。

② 汚染された地下水の水質改善のための取組

地下水汚染区域については、汚染原因者等に対して、専門家の意見等を聴きながら、健康被害の防止や地下水質の早期改善を図るための措置について、命令、指導その他必要な助言を行います。

#### 5 地下水における硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度を低減させるための広域的取組

(1) 市民の取組

① 生活排水の適切な処理

公共下水道整備区域内では、生活排水を公共下水道へ接続します。また、公共下水道整備区域外では、合併処理浄化槽（よりよい方策として高度処理型合併処理浄化槽）を設置します。なお、浄化槽を利用する場合は、適正な維持管理を行い、その処理水が地下へ浸透しないようにします。

② 農産物購入時の配慮

環境にやさしい農業に取り組んでいる農家の活動を支援するため、有機農産物をはじめとする環境に配慮した方法で生産された農産物を積極的に購入するように努めます。

## (2) 農業者の取組

### ① 土づくり及び肥料の適正使用の推進

堆肥等の有機物資源を積極的に活用した土づくりを行い、化学肥料の投入量の削減に努めます。

農作物に対する施肥に当たっては、施肥基準を遵守するとともに、土壌分析の結果等を活用して、適正な施肥を行います。また、有機質の高い肥料への転換を進めます。

### ② 家畜排せつ物の適正な管理及び利用の促進

畜産業における家畜排せつ物の管理については、関係法令の規定に基づいて、適正な管理を行います。また、関係法令による規制の対象とならない小規模の施設にあっても、適正な管理に努めます。

堆肥化された家畜排せつ物の利用に当たっては、飼料用作物等の作付け状況に応じた適正な施肥を行います。また、畜産部門と耕種部門の連携を強化し、畜産部門から耕種部門への堆肥の供給や耕種部門から畜産部門への稲わら等飼料の供給といった、相互供給体制の確立に取り組みます。

### ③ 市が行う硝酸性窒素等削減対策への協力

市が実施する硝酸性窒素等削減対策に協力します。

## (3) 市の取組

### ① 熊本市硝酸性窒素削減計画の推進、効果の検証及び更新

熊本市硝酸性窒素削減計画に基づき、関係機関等と連携して対策を推進します。

また、適宜、削減計画の進行管理を行いながら、対策の効果を検証するとともに、より効果的・効率的な削減計画へ更新します。

### ② 事業者、農業関係団体及び関係行政機関との連携協力

国及び熊本県その他の公共団体に対して、硝酸性窒素等削減対策（地下水における硝酸性窒素等（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素）の濃度を低減させるため、窒素化合物の土壌への過剰な浸透を抑制する対策）をとることを求めるとともに、連携協力して削減対策に取り組みます。

また、事業者及び農業関係団体に対しても、硝酸性窒素等削減対策への協力を求めます。

## 6 事業者、農業関係団体及び関係行政機関との連携協力のための取組

### (1) 市の取組

#### ① 熊本県その他の公共団体との連携協力

熊本県その他の公共団体と連携協力して、汚染物質を取り扱う工場・事業場への指導に取り組むとともに、熊本県が策定した熊本地域硝酸性窒素削減計画を踏まえて硝酸性窒素等削減対策を推進します。

② 農業関係団体との連携協力

農業関係団体と連携協力して、硝酸性窒素等削減対策における発生源対策に取り組めます。

③ 事業者との連携協力

事業者と連携協力して、取り扱っている汚染物質の適正な使用・管理の徹底を図るとともに、硝酸性窒素等削減対策に取り組めます。

④ その他との連携協力

大学等の研究機関と連携協力して、地下水質保全対策に関する調査・研究に取り組めます。

### Ⅲ 地下水かん養対策指針

#### 1 趣旨

市民、事業者及び行政が一体となって、地下水かん養対策に取り組み、自然の恵みである豊富な地下水を次世代に引き継ぐため、熊本市地下水保全条例第12条第1項の規定に基づき、地下水かん養対策指針を定めます。

#### 2 目標

年間の人工地下水かん養取組量 3,000万 $\text{m}^3$ /年（熊本市地下水保全プラン目標値）

年間地下水かん養取組量の目標値は、熊本市における地下水採取量が熊本地域全体の概ね6割を占めていることから、地下水位が安定していた昭和60年頃の状況に回復させるための熊本地域の年間かん養取組量目標値5,000万 $\text{m}^3$ に対して、熊本市がその6割相当分の責任を果たすという考え方のもとに設定しています。

#### 3 市、市民及び事業者の取組

##### (1) 市民・事業者の取組

- ① 開発行為や建築物の建築に当たっては、雨水浸透施設の設置を進めます。
- ② 非かん養域化している土地においては、かん養機能を回復させるよう努めます。
- ③ 市等が行う地下水保全に関するイベント等に積極的に参加します。
- ④ 大規模採取者は、雨水浸透施設の設置や、近隣市町村の区域を含めた地域におけるかん養対策に努めます。

##### (2) 市の取組

- ① 広域連携により地下水かん養対策を推進します。
- ② 地下水の状況等、地下水保全に関する情報の提供を行います。
- ③ 市民・事業者が行う地下水かん養対策を支援します。
- ④ 公共施設における雨水浸透施設の設置を進めます。
- ⑤ 地下水かん養も含めて環境に配慮した均衡ある都市の発展を進めます。

#### 4 地下水かん養のための具体的な取組

##### (1) 雨水の地下浸透による地下水かん養

① 開発行為・建築物の建築時における雨水浸透施設の設置

開発や建築によって雨水が直接公共水域に排出されることによる都市型水害の発生や地下浸透の妨げとなることを防止するとともに、地下水かん養のため、敷地に降った雨水を、地下に浸透させる雨水浸透施設を設置します。

② 畑地におけるビニールハウス雨水浸透施設の設置

連棟式ビニールハウスに降った雨水をパイプで集め、地下の砕石を充填した施設に導水し、雨水の地下浸透を行います。

(2) 白川中流域における転作田への湛水

地下水かん養効果の高い白川中流域において、転作田の連作障害防止等の営農の一環として行われる水田の水張りを支援します。

(3) 水源かん養林の整備

森林の持つ水源かん養機能を強化・保全するため、白川流域、緑川流域等において広葉樹の造林等を行います。

(4) 米の消費・生産拡大及び地産地消の推進

水田による地下水かん養の機能を維持するため、熊本地域の米の消費・生産が拡大されるように推奨するとともに、地産地消を推進します。

## 5 雨水浸透施設の種類と設置の方針

(1) 種類

雨水の地下への浸透に当たっては、地下水汚染の防止の観点から、地表面又は地表近くの地層を通して、雨水を自然に地下へ浸透させる方法を用いた次に掲げる雨水浸透施設により行うものとします。

① 雨水浸透ます

- ・ 有孔又は透水性の浸透ますの周囲及び底部を砕石で充填し、集水した雨水を直接地中に浸透させる施設

② 雨水浸透トレンチ

- ・ 有孔又は透水性の材料で造られた管の周囲を、砕石で覆い集水した雨水を直接地中に浸透させる施設

③ 雨水浸透側溝

- ・ 有孔又は透水性のコンクリート材を用いた側溝の周囲を砕石で充填し本体側面より雨水を直接地中に浸透させる施設

④ 透水性舗装

- ・ 透水性のある舗装材を用い、雨水を表面より地下へ浸透させる施設
- ⑤ 緑化ブロック
  - ・ コンクリート製等のブロックを、等間隔に配置し隙間を芝等で覆い、雨水を表面より地中に浸透させる施設
- ⑥ 緑地帯
  - ・ 芝地や植栽地
- ⑦ その他

## (2) 雨水浸透施設の設置の方針

### ① 戸建住宅

個人の専用住宅などの戸建住宅の場合、屋根に降った雨水を地下に浸透させるために雨水浸透ますを設置する。

その他の敷地部分については芝等植物を植栽するなどできるだけ、緑地帯を設けたり、駐車場には緑化ブロックを用いるなど雨水の地下浸透を妨げない方策を講じる。

### ② 集合住宅、店舗、事業所等

広い屋根に降った大量の雨水を地下に浸透させるためには、大型の雨水浸透ますと、浸透能力の大きい浸透トレンチとを組み合わせる。

駐車場では緑化ブロックや透水性舗装と浸透側溝を組み合わせる方策を講じる。

その他の敷地においては、芝等の植物を植栽するなどできるだけ、緑地帯を設け、雨水の地下浸透を妨げない方策を講じる。

### ③ 雨水浸透施設の浸透能力を超える雨水への対応

適切に排水設備に排除できるように排水管等を設けるものとする。

## (3) 留意事項

### ① 地下への浸透が好ましくない雨水に関する取扱い

- ・ 汚染物質を含む雨水が雨水浸透施設へ混入するおそれがないような構造とすること。
- ・ 汚染物質が飛散するおそれのある区画の雨水は、地下浸透施設に流入させないこと。ただし、油のみを貯蔵及び使用する区画については、集水ますに越流堰等を設け、初期雨水を地下浸透処理から除外する場合はこの限りではない。
- ・ 利用頻度の高い駐車場等において、集水を行い浸透ます等により地下へ浸透させる場合は、水質を考慮し初期雨水を除外すること。

② かん養能力の大きい施設の設置が好ましくない場所

- ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）や地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）の定めるところにより雨水を地下に浸透させることが禁止されている区域。
- ・上記に定める区域のほか、雨水を地下へ浸透させることにより、防災上の支障が生じると予想される箇所（地すべりのおそれのある箇所、高低差があり崩壊の危険がある箇所）
- ・地盤の雨水浸透能力が低く、浸透効果を期待できない箇所（地下水位が高い箇所等）

**地下水かん養促進地域**

地下水のかん養能力が他地域に比べて高いと評価できる地域を、かん養対策に積極的に取り組むべき地下水かん養促進地域として定め、別図に掲げます。

この地域においては、より一層の地下水をかん養させるため、かん養効果が高い、雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ又は雨水浸透側溝の設置を推進します。

ただし、急傾斜地又は低湿地等地下で浸透する施設の設置が不相当と思われる所については、透水性舗装、緑化ブロック、緑地帯などの方法を取ってください。

**6 関係機関との連携**

(1) 熊本地域関係機関との連携

地下水盆を共有する熊本地域の各市町村（本市、菊池市、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町）や熊本県、及び公益財団法人くまもと地下水財団との連携を深め、情報の共有化を図りながら、地下水保全に取り組みます。

(2) 白川上流・中流域との連携

白川流域は本市の地下水のかん養に重要な役割を果たしていることから、大津町、菊陽町、水循環型営農推進協議会、協力農家等と連携を深め、情報の共有化と相互理解を深めながら、地下水保全対策に取り組み

ます。

① 白川中流域水田湛水事業の推進

- ・ 市は、白川中流域における水田湛水事業の円滑な運営と地域の農業振興が図られるよう、協力農家に支援を行います。

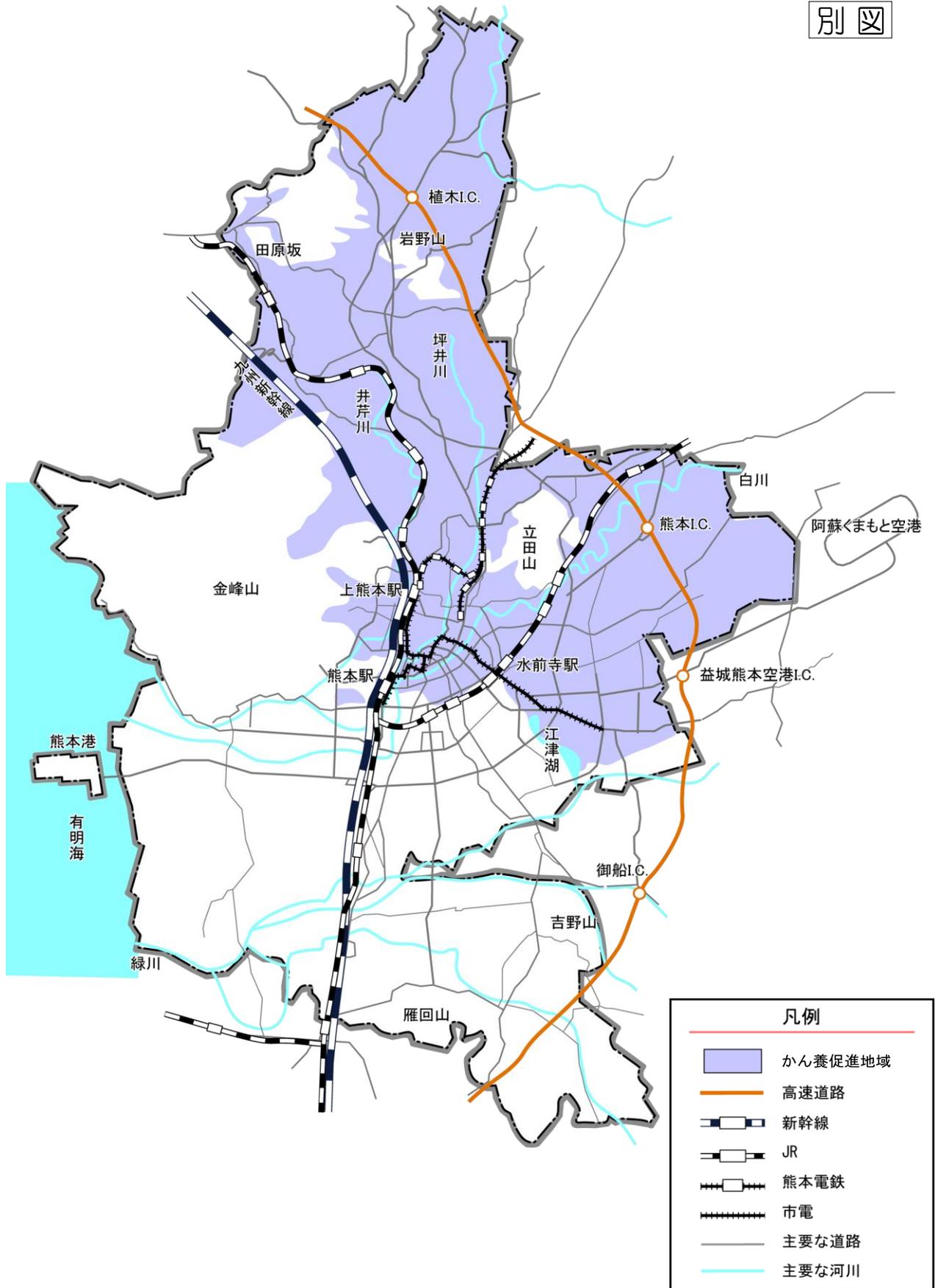
② 白川上流・中流域との交流連携

- ・ 白川上流・中流域の農産物の紹介や農林業体験等のイベントなどによる交流を実施するとともに、関係団体等との連携を図りながら、市民・事業者レベルでの交流を推進します。

(3) その他関係機関との連携

森林は、豊かな水を育む他、洪水や土砂災害から住民の生命や財産を守るとともに、二酸化炭素を吸収して地球温暖化を防止するなどの重要な機能を有していることから、上流域と連携して水源かん養林の整備を進めます。

別図



## IV 節水対策指針

### 1 趣旨

市、市民及び事業者がともに節水及び水の有効利用を促進し、節水型社会の形成を推進するため、熊本市地下水保全条例第16条第1項の規定に基づき、節水対策指針を定めます。

### 2 目標

市民	一人一日当たりの生活用水使用量	218リットル（第2次熊本市地下水保全プラン目標値）
事業所	事業活動における水利用を可能な限り節減	

### 3 基本的方向

#### (1) 市民協働による節水施策の展開

節水は、個人意識に強く依存しており、節水型社会の形成に向けて市民と行政がともに考え、実践していく仕組みづくりが必要です。

推進組織であるわくわく節水倶楽部を中心に市民協働で節水市民運動を展開し、全市民が参加する節水市民運動へと発展させます。

#### (2) 節水型機器等の推奨および利用促進

市、市民及び事業者が、水を使用する際は積極的に節水型機器等を活用することによって、効果的に水使用量を節減します。また、市は節水型機器等の推奨や情報提供等により節水型機器の普及と利用を促進します。

### 4 節水に関する市民運動及び節水教育の推進等

#### (1) 節水市民運動

市、市民及び事業者は、市民協働による節水施策、節水市民運動を企画、実行し、全市的な節水運動へと発展させます。

＜節水市民運動の構成＞

##### ① 推進組織

節水市民運動に市民が参加し、その活動を全市的に広げるための推進組織として「わくわく節水倶楽部」を設置します。

##### ② 運動内容

- ・節水行動を実践します。
- ・広報PR(節水テーマソングや節水シールなどの活用)を行います。
- ・節水メッセージを発信します。

- ・ 節水情報を伝達しあいます。

## (2) 節水教育

市、市民及び事業者は、学校や地域活動における環境学習や、事業所における従業員教育の中で積極的に節水教育を行い、市民の節水意識の醸成を図り、家庭での節水行動への実践へと波及させます。

市は、節水教育に必要な資料の提供や情報の発信を行うとともに、出前講座等の講師派遣を行い、節水教育の推進を支援します。

### <節水教育の構成>

#### ① 学校での教育

- ・ 地下水のしくみや節水方法などについて学習し、感想発表や意見交換を行います。
- ・ 節水コマや節水レバーの手洗い場等への設置や雨水貯留タンクを活用することによって節水を実践します。
- ・ 学校活動において節水テーマソングや節水シールなどを活用して節水意識を高めます。

#### ② 地域での教育

- ・ 公民館や町内会などでの地域活動において、節水学習を導入します。
- ・ 地域の節水活動の核となる人材を育成し、節水啓発活動を支援します。

#### ③ 事業所での教育

- ・ 従業員教育の一環として節水学習を導入します。
- ・ 事業所において節水コマや節水レバーの手洗い場等への設置や雨水貯留タンクを活用することによって節水を実践します。
- ・ 事業所内活動において、節水テーマソングや節水シールなどを活用して節水意識を高めます。

## (3) 節水行動の実践

市民及び事業者は、家庭や学校、職場等において節水行動を実践します。

#### ① 洗面所

- ・ 蛇口の開け閉めはこまめに行う
- ・ 歯みがきにはコップを使う
- ・ 洗面には洗面器を使う

#### ② 台所

- ・ 蛇口の開け閉めはこまめに行う

- ・ 食事の準備は、ため洗いをする
- ・ 食事の後片付けは、汚れをふき取って、つけおき洗いをする
- ③ 風呂
  - ・ お風呂の水は、適量、適温を心がける
  - ・ 家族で続けて入る
  - ・ シャワーは、こまめに開閉する
  - ・ 残り湯を、洗濯等に活用する
- ④ トイレ
  - ・ レバーの大小を使い分ける
  - ・ 二度流しをしない
- ⑤ その他
  - ・ 水まきは、じょうろやバケツです
  - ・ 洗車は、バケツなどです
  - ・ 雨水を溜めて活用する
  - ・ 節水型機器等を活用する

## 5 節水型機器等の推奨及び利用促進

### (1) 推奨する節水型機器等

#### ① 節水器具

水を使用する際は、節水器具を活用して水の使用量を節減します。

- ・ 節水コマ(水道蛇口に取りつけて水量を節減)
- ・ 洗濯機用バスポンプ(お風呂の水を洗濯に再利用して水使用量を

節減)

- ・ 節水おもり(トイレのタンクに取り付けて流水量を節減)
- ・ 節水シャワーヘッド(少ない流水や手元止水ボタンで水使用量を節減)
- ・ 散水用手元制御弁付ノズル(手元で止水することにより水使用量を節減)

#### ② 節水型機器

水を使用する機器は節水型を活用します。

- ・ ドラム式洗濯機(従来のうずまき式に比べて使用水量が少なくてすみ
- ます)
- ・ 食器洗浄機(洗浄水を噴射することで汚れを落とすため、少量の水で効果的に洗います)
- ・ 節水型トイレ(少ない水量で流すことができます)
- ・ トイレ用擬音装置(水洗トイレの流水音を再現して、トイレの二度流しを無くします)

- ・ 定量止水栓 (お風呂のお湯張りの際、ハンドルで設定した水量で自動的に止まります)

- ・ 自動水栓 (センサーで感知し、自動で水の出し止めを行います)

### ③ 雨水利用施設

雨水を貯めて、散水や洗車等に活用することにより水の使用量を節減します。

- ・ 雨水貯留槽 (不要になった浄化槽を転用して雨水を貯めます)

- ・ 雨水貯留タンク (雨どいに接続してタンクを設置し雨水を貯めます)

## (2) 節水型機器等の利用促進

市、市民及び事業者は、それぞれの立場で節水型機器等の利用促進に努めます。

### ① 市民及び事業者の取組

- ・ 建築物を新築及び増改築をする際は、必ず節水型機器を使用するとともに、可能な限り雨水利用施設を設置します。

- ・ 水を使用する際は、節水器具を積極的に活用し、水使用量を節減します。

### ② 市の取組

- ・ 市民及び事業者が節水型機器等を積極的に利用できるよう、節水型機器等の情報を提供します。

- ・ 公共施設の新築及び増改築をする際は、必ず節水型機器を使用するとともに、雨水利用施設を設置します。

- ・ 公共施設で水を使用する際は、節水器具を積極的に活用し、水使用量を節減します。

## (3) 節水器具の普及推進

市は、節水器具等の販売を行う市内のホームセンター等に節水器具普及協力店として登録してもらい、節水器具等の積極的な販売を支援することにより、市民及び事業者が節水器具等を購入しやすい環境の整備に努めます。

## (4) 雑用水、再生水又は循環水の利用について

市、市民及び事業者が、新たな建築物を建築する際は、当該建築物で使用する飲用以外の水使用について雑用水、再生水又は循環水の利用ができるよう、その利用に必要な水処理施設及び配管、ポンプ、高置水槽等の付帯設備の設置を検討します。

(5) 大規模採取者の節水対策について

① 地下水を年間3万m<sup>3</sup>を超えて採取する者（大規模採取者）は、採取した地下水を繰り返し利用できるよう、水の循環や再利用に努めます。

- ・ 冷却塔(クーリングタワー)の設置
- ・ ボイラー等のドレン水回収装置の設置
- ・ 洗浄用水等の循環・再利用装置の設置
- ・ 浴槽水等の循環・再利用装置(プール・池等を含む。)の設置

② 大規模採取者は、採取した地下水を有効に活用するため、節水型機器等の設置に努めるとともに、雨水の利用にも努めます。

※「5-(1) 推奨する節水型機器等」を参照